	⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系自治体管路延長kmとする。 ２　投資額の算定 自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。
情報ボックス	１　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。 ⑶　局ごとに、⑴及び⑵で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系情報ボックス延長kmとする。 ２　投資額の算定 情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。
空調設備	１　ＲＴ－ＢＯＸ（収容局（メタル回線収容装置架数及びＦＴＴＨ架数（ＯＬＴ及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。）の合計が３以下で、かつ、共用架数が１以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 空調設備は、ＲＴ－ＢＯＸの局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。 ２　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局に設置する場合の設備量の算定 ⑴　局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の１台当たりの能力で除した値（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。 ⑵　空調区画及び空調設備の種別ごとに、⑴の空調設備台数からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとメタルＩＰ音声系空調設備台数とする。